

介護職員として 再就職する方を 応援します!



離職した介護人材の再就職準備金貸付制度の内容

貸付 条件

千葉県内で介護職員として再就職する場合
準備金をお貸しします。

- 貸付限度額…**40**万円以内
- 貸付回数…1人につき1回
- 貸付利子…**無利子**

- 1 千葉県内に在住の方
- 2 介護職員として実務経験を1年以上有する方
- 3 いずれかの資格を有する方(介護福祉士、介護福祉士実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者など)
- 4 介護施設に介護職員として再就職が決定(内定)した方
- 5 介護職員として、月15日以上勤務することになった方
- 6 直近の離職日から再就職までの間に、
離職介護福祉士等届出制度へ届出した方

※申込みにあたり連帯保証人が必要です



貸付 対象となる 経費

情報収集や軽微な講習会参加経費、参考図書購入費用、再就職時に必要な靴・靴・被服費用、転居を伴う際の敷金・礼金、通勤用の自転車等購入費用、子どもの預け先を探す際の活動費用 など…

※申請時に申請書とともに「**再就職準備金利用計画書の提出**」が必要です。

返還免除 の要件

再就職の日から2年間
千葉県内の介護施設・事業所^(※1)に
介護職員として従事(勤務)した場合

➔ **貸付金の全額が
返還免除されます。**

(※1) 介護保険法(平成9年法律第123号)第23条に規定する居宅サービス等を提供する事業所若しくは施設又は同法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業若しくは同号ロに規定する第一号通所事業を実施する事業所
(※2) 他業種への転職等の場合は返還となります

詳しくは、千葉県福祉人材センターホームページ内の「離職した介護人材の再就職準備金貸付制度の手引き」をご確認ください。

お問合せ先・申込先

千葉県社会福祉協議会 福祉人材確保・定着推進部 千葉県福祉人材センター

人材確保貸付担当 TEL 043-306-7571 〒260-8508 千葉県千葉市中央区千葉港4-5 千葉県社会福祉センター1F <https://www.chibakenshakyo.net/>



2023.4.ver

離職した介護人材の再就職準備金貸付制度 申請手続きの流れ

申請者



1 離職後福祉人材センターへ登録 右のQRコードからも登録できます



2 事業所又は施設へ介護職員として再就職内定(決定)



3 千葉県社会福祉協議会へ所定の申請書類を提出

- | | |
|------------|---------------------------|
| ①貸付申請書 | ⑥個人情報の取扱いについて |
| ②利用計画書 | ⑦顔写真付きの身分証明書の写し |
| ③雇用(内定)証明書 | ⑧住民票 |
| ④実務経験証明書 | ⑨所得証明書 |
| ⑤資格証明書の写し | ⑩在留カードの写し(日本国籍を有していない方のみ) |



※⑥～⑩は連帯保証人の方も必要です

4 貸付審査・貸付の決定

決定した場合、貸付決定通知書、借用証書等を送付します。



5 借用証書等を提出

借用証書の作成にあたっては、申請者・連帯保証人それぞれの自筆署名、捺印が必要です。申請者・連帯保証人の印鑑登録証明書、収入印紙も必要です。
※貸付決定通知書到着後14日以内に千葉県社会福祉協議会へ提出してください。



申請者の口座へ再就職準備金を受領



6 返還猶予申請書及び再就職準備金業務従事届を提出

介護の業務に従事し返還猶予申請



7 返還免除申請書を提出

介護職員として2年間(在職期間730日以上、かつ業務従事日数360日以上)引き続き従事後に申請

